

個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化について

船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン

新ガイドライン等

趣旨

事業者が船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該活動の実情や特性等を踏まえ、事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

適用対象者の範囲

事業者を対象としており、船員雇用管理情報を扱う者であって当該事業者には該当しない者についても、遵守することが望ましい。

定義

雇用管理情報の利用目的に関する義務

- ・利用目的の特定
- ・利用目的の変更
- ・利用目的による制限
- ・利用目的による制限の例外

雇用管理情報の取得に関する義務

- ・適正取得
- ・取得時の利用目的の通知又は公表
- ・書面等による直接取得時の利用目的の明示
- ・利用目的の通知等をしなくてよい場合

雇用管理情報の取得に関する義務

- ・データ内容の正確性の確保
- ・安全管理措置
- ・従業者の監督
- ・委託先の監督

目的及び適用対象

事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、具体的な指針として定めるものである。
本ガイドラインは、事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に該当する事業者には適用される。(法改正により事業者の範囲が拡大したため)

定義

個人情報の利用目的

- ・利用目的の特定
- ・利用目的の変更
- ・利用目的による制限
- ・利用目的による制限の例外

個人情報の取得

- ・適正取得
- ・要配慮個人情報の取得
- ・利用目的の通知又は公表
- ・直接書面等による取得
- ・利用目的の通知等をしなくてよい場合

個人データの管理

- ・データ内容の正確性の確保
- ・安全管理措置
- ・従業者の監督
- ・委託先の監督

個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化について

船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン

新ガイドライン等

個人データの第三者提供に関する義務

- ・第三者提供の制限に関する原則
- ・第三者提供の制限に関する例外
- ・オプトアウト
- ・第三者に該当しない場合

- ・第三者提供に当たっての留意事項

個人データの第三者への提供

- ・第三者提供の制限の原則
(制限に関する例外を含む)
- ・オプトアウトによる第三者提供
- ・第三者に該当しない場合
- ・外国にある第三者への提供の制限
- ・第三者提供に係る記録の作成等
- ・第三者提供を受ける際の確認等

保有個人データの開示等に関する義務

- ・保有個人データに関する事項の公表等
- ・保有個人データの開示
- ・保有個人データの訂正等
- ・保有個人データの利用停止等
- ・理由の説明
- ・開示等の請求等に応じる手続
- ・手数料

保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等

- ・保有個人データに関する事項の公表等
- ・保有個人データの開示
- ・保有個人データの訂正等
- ・保有個人データの利用停止等
- ・理由の説明
- ・開示等の請求等に応じる手続
- ・手数料

その他事業主が配慮すべき事項

個人情報の開示その他重要事項を定める際の留意事項等

・個人情報の開示その他重要事項を定める際の留意事項等

苦情処理に関する業務

- ・苦情処理窓口の設置
- ・苦情処理の手順の設定

個人情報の取扱いに関する苦情処理

- ・苦情処理窓口の設置
- ・苦情処理の手順の設定

個人情報保護法の一部改正に伴う船員雇用管理分野ガイドラインの一元化について

船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン

新ガイドライン等

法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、

- ① 事実調査及び原因の究明
- ② 影響の及ぶ範囲の特定
- ③ 再発防止対策の検討及び実施
- ④ 二次的な被害の発生等の防止

- ⑤ 主務大臣及び認定個人情報保護団体への報告 を行う

漏えい等の事案が発生した場合の対応

漏えい等事案が発覚した場合には、

- ① 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止対策の検討及び実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の公表
- ⑦ 個人情報保護委員会等への報告 を行う

勧告、命令等についての考え方

法第三十四条に基づく勧告、命令及び緊急命令については、国土交通大臣が各事業所管大臣と連携して手続きを行う。

「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

法第四十二条に規定される個人情報保護委員会の「勧告」「命令」「緊急命令」については、個人情報取扱事業者がガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行う。

ガイドラインの見直しについて

社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

ガイドラインの見直し

社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術の進歩、国際動向等に応じて変わり得るものであり、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行う。